

EXPO VISIONにおける映像コンテンツ募集 仕様書

1 事業名称

EXPO VISIONにおける映像コンテンツ募集

2 事業目的

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）は、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）においてEXPO アリーナ「Matsuri」のステージに設置するEXPO VISIONで上映する映像について、世界中からコンテスト形式で広く作品を募集します。クリエイターに作品発表の場を提供するとともに、多彩な情報を発信するコンテンツを揃えることで、EXPO アリーナ「Matsuri」の来場者にとって魅力ある映像体験の実現を目的とするものです。

3 映像コンテンツ使用期間及び使用場所

期間：契約締結日から2025年12月26日（金）まで

場所：協会が指定する場所

（参考）EXPO VISION 上映期間・場所

期間：2025年4月13日（日）～10月13日（月・祝）

※ステージや芝生広場のイベントが催行されていない時に適宜上映されるため、上映時間・回数等の詳細は未定であり、事前に確約はできない

場所：2025年日本国際博覧会会場（大阪府大阪市此花区夢洲東1丁目）内のEXPO アリーナ「Matsuri」にて

4 業務内容

万博期間中を通してEXPO VISIOで上映するコンテンツの制作

(1) コンテンツの内容

- ・万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン（Designing Future Society for Our Lives）」を表現するもの、またはテーマに関連するもの
- ・加えて、以下のいずれかまたは複数に該当するもの
 - ①SDGsへの貢献（環境対策、人権等）
 - ②上質なアートコンテンツ（伝統芸能、地域魅力発信等）
 - ③日本と海外のカルチャー、サブカルチャー
 - ④先進的なクリエイティブ
 - ⑤その他上映の趣旨に沿うもの

(2) コンテンツの企画

- ・長さは原則として15秒以上3分以下
- ・サイズは16:9 / 1920x1080pix
- ・MP4ファイル

(3) 字幕

- ・日本語音声のコンテンツには、英語字幕を入れること
- ・外国語音声のコンテンツには、日本語字幕を入れること

5 上映コンテンツ制作にかかる注意事項

- ・上映作品は万博にふさわしいテーマ・内容とし、世界中から集まる多くの人が共感できるものとする
- ・来場者が EXPO アリーナに足を運びたくなる、または EXPO アリーナで寛ぐ人にとって期待感やワクワク感を感じられる映像とすること
- ・可能な限り先進的なクリエイティブ表現も取り入れること
- ・企業 CM や過度な商業的内容にならないこと
- ・他人の著作権や肖像権を侵害しないこと。また、著しく風紀を乱す内容とならないよう配慮すること
- ・万博期間中に繰り返し上映されることを前提にした映像とすること

6 著作物の譲渡等

- (1) 本業務で制作した作品に関する知的財産権（著作権）上の全ての権利が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る制作者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に協会に無償で譲渡するものとし、その他一切の権利は、制作者に帰属するものとする。
- (2) ただし、当該著作物のうち制作者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は協会及びその指定する者の必要な範囲で協会及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。
- (3) 制作者が自身の実績証明として当該著作物について使用する場合には、協会はこれを無償で使用することを許諾するものとする。

7 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、その都度、協会とコンテンツ制作者において適宜協議、調整を行い決定する。
- (2) 本業務の募集における提案資料は、動画・画像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で提出すること。著作権等に関する紛争が生じた場合は、制作者の責任において対応するものとし、協会はその責任を負わない。